

県南広域振興局長告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年3月12日

県南広域振興局長 細川 倫史

児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351500020	たばしね学園児童デイサービスセンター「はばたき」	奥州市前沢字田畠18番地5	平成31年3月31日